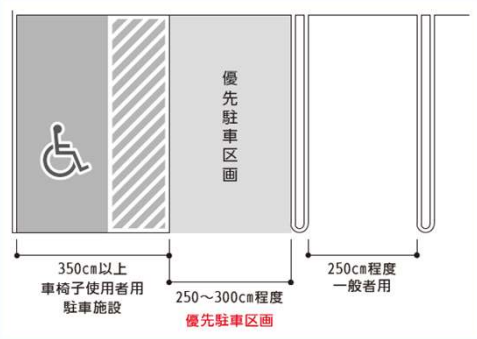


# 「優先駐車区画」の拡充について

- ▶ 「**優先駐車区画**」とは、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としないものの、**移動に配慮が必要な人が優先して利用できる区画**のことです。
- ▶ この区画の主な利用対象者としては、**歩行困難な障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方、けがをした方**などが想定されます。
- ▶ 都は、都内の**各施設において全ての人**が円滑に利用できるよう、国の「車椅子使用者駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（R5.3）」も踏まえ、車椅子使用者駐車施設とは別に、**「優先駐車区画」を拡充が図られるよう取り組んで**いきます。※福祉のまちづくり推進計画(案) P34参照

<障害者等用駐車区画の分類（車椅子使用者用駐車施設・優先駐車区画）>

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
福祉のまちづくり条例等における基準 ※新設・改修の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遵守基準：1以上設置</li> <li>○努力基準：全駐車台数200以下 全駐車台数×1/50以上 全駐車台数200超 全駐車台数×1/100 + 2以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎望ましい整備（建築物・公園）</li> <li>車椅子使用者用駐車施設とは別に設置</li> <li>※各事業者の実情に応じて定める</li> </ul>
駐車区画の有効幅	3.5m以上（介助者が横に付き添えるスペースとして1.4m以上を見込む） ※自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降可能	通常の駐車区画と同等 （2.5m程度 ※可能なら3m程度）
位置	建築物等の出入口やエレベーターホールなどにできるだけ近い位置	可能な限り出入口に近い場所
利用対象者	車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人	広いスペースを必要としないものの、歩行に配慮が必要な人 （地域の実情や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等を想定）
案内表示 誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面に「障害者のための国際シンボルマーク」を塗装</li> <li>◎全体を青色等目立つ色で塗装</li> <li>・乗降スペースに斜線を塗装（ゼブラゾーン）</li> <li>・当該区画から利用居室までの経路について誘導表示を設けなければならない</li> </ul>	 <p>&lt;表示するマーク（例）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（例）・利用対象者の説明や、対象者を表すマークを看板に表示</li> <li>・対象者を表す別のシンボルマークを塗装</li> </ul>